

鍋松原ウォーターサバイバルゲーム大会及びビーチサッカー大会
運営業務委託仕様書

1 件 名

鍋松原ウォーターサバイバルゲーム大会及びビーチサッカー大会運営業務委託

2 目 的

本市の観光振興計画に掲げているスポーツツーリズムの推進、並びに市内外からの観光誘客を図ることを目的として、本アウトドアイベントを開催する。

3 委託期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 鍋松原ウォーターサバイバルゲーム大会

競技内容については、自由提案とする。ただし、以下の要件を満たすこと

- ① 水鉄砲を用いた競技であること。
- ② ルールがわかりやすく、勝敗の判断が付きやすい内容であること。
- ③ 参加者募集(広告等含む)、申込とりまとめ、問い合わせ対応等イベント運営に係る業務を行うこと。
- ④ 賞品や参加料を設定する場合は、その案を示すこと。
- ⑤ 提案した競技の運営手法について示すこと。

(2) ビーチサッカー大会

主にテント、机、いす等の備品の手配及び設置作業を行う。詳細を(3)に示す。

(3) 会場設営関係

(1)、(2)に係る会場設営を行う。設置を予定している備品等の一例を以下に示す。

テント、机、いす、トーナメントボード、立て看板、ごみコンテナ、駐車場警備など

※数量については、委託した業者と委託料の範囲内で協議のうえ決定する。

※令和元年度実施時の数量実績を以下に示す。

- ・テント 10 張(2k×3k)
- ・机 16 台(1800×900)
- ・いす 50 脚
- ・トーナメントボード 3 枚(1800×900 2 枚、1800×1800 1 枚)
- ・立て看板 3 枚
- ・ごみコンテナ 1 式
- ・警備費 3 名分

(4) その他

イベント開催にあたり以下の条件を基本とする。

- ・開催日は令和 4 年 10 月 1 日(土)とし、その日に終結できる内容とする。
- ・設営は開催日の前日とする。
- ・雨天時は中止とする。
- ・(1)～(3)のほか、実施段階で新たな業務や準備物等が発生する可能性がある。その場合、協議を行い対応を決定するものとする。

5 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は、玉名市と協議を重ねながら決定することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

6 成果品

納品場所 熊本県玉名市高瀬 290-1 玉名市観光物産課

(1) 報告書 ・内 容：本委託業務により実施した業務実績

・数 量：印刷物 2 部及び電子データ

(2) その他、必要に応じ玉名市と協議の上、提出物を決めるものとする。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、玉名市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

② 玉名市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人格権を主張しないものとする。

③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

玉名市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に玉名市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。